

石巻市環境保全率先行動計画（案）

—本市の事業者としての地球温暖化対策の実施とグリーン購入の推進—

平成 28 年〇月

石巻市

目次

1	背景及び目的	1
2	基本的事項	2
	（1）本計画の位置づけ	2
	（2）計画の期間	2
	（3）計画の基準年度	2
	（4）計画の対象範囲	3
	（5）対象とする温室効果ガス	3
3	温室効果ガス排出量	4
4	温室効果ガスの削減目標及び基本方針	5
	（1）温室効果ガスの全体の削減目標	5
	（2）温室効果ガス削減に向けた取り組みの基本方針	5
	（3）温室効果ガス削減に向けた各項目の数値目標	6
5	取組項目	6
6	計画の推進	9
	（1）各課等における推進体制	9
	（2）実施状況の点検・評価の方法	9
	（3）公表の方法	10

1 背景及び目的

近年、各地で地球温暖化による影響が豪雨や猛暑などの異常気象として私たちの目に見える形で現れ始めており、年々増加の一途を辿る温室効果ガスの排出量から見ても、今後ますます地球温暖化を背景とした諸問題が表面化してくることが予想されます。

原因の究明が進む地球温暖化に関して、2013年から2014年にかけて公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書では、気候システムの温暖化については疑う余地がなく、20世紀半ば以降に観測された温暖化のほとんどが人間の活動によって排出された二酸化炭素などの温室効果ガスによるものであるとしました。また、同報告によれば、現状以上の対策をとらなかった場合、2100年には世界の平均気温は最大4.8℃、海面水位は45～82cm上昇すると予測しています。

全世界的に温室効果ガスの排出量削減が求められる中、平成9年12月に地球温暖化に係る国際的な取り決めとして京都議定書が採択されました。また、これを受け日本においても平成10年10月に国、地方自治体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。

一方で、循環型社会の構築のため、平成13年4月から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）を施行し、国等の機関にグリーン購入を義務づけるほか、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。

本市においては、平成17年4月1日の石巻地域1市6町の合併に伴い、「石巻市環境基本条例」を施行するとともに、条例に基づき、平成19年4月には「石巻市環境基本計画」を策定しました。また、環境基本計画内で挙げられている地球温暖化防止の観点から、本市自らにおいても一事業者そして一消費者として地域に与える影響が大きいことも踏まえ、省エネルギーやグリーン購入など環境に配慮した行動を自ら率先して実行する「石巻市環境保全率先行動計画」を策定・実施してきました。

本計画は、これまでの取り組みの結果及び震災以降の環境の変化を踏まえ、地球温暖化対策への取り組みを引き続き推進するために策定したものであり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に則り、市の事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減を図り、地球環境の保全を推進していくことを目的としています。

2 基本的事項

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3において、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し策定が義務付けられているものであり、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））です。また、グリーン購入法第10条の規定によるグリーン購入の推進に関する事項を含むものです。

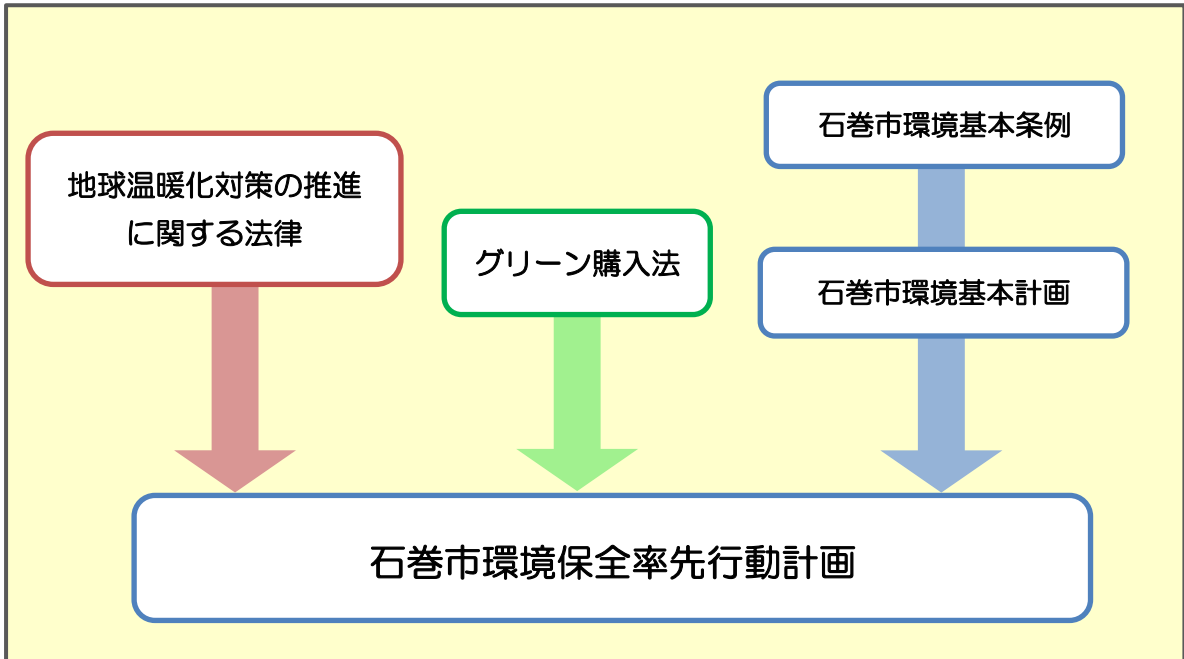


図1. 本計画の位置づけ

(2) 計画の期間

本計画の実行期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とします。

(3) 計画の基準年度

本計画における目標数値等の基準年度は、平成26年度とします。

(4) 計画の対象範囲

①対象施設

本計画は、出先機関、指定管理者制度施設を含めたすべての施設を対象とします。

②対象組織

本計画は、対象施設において業務・事業を行うすべての組織を対象とします。

③対象事務・事業

本計画は、対象施設において実施されるすべての行政事務・事業を対象とします。

④対象職員

本計画は、対象組織に属し、対象施設において事務・事業に従事する職員（嘱託職員、臨時職員、教職員及び業務遂行のため人材派遣会社等から派遣された者も含む。）を対象とします。

(5) 対象とする温室効果ガス

本市の実行計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象として
いる以下の7種類の温室効果ガスを対象とします。

ただし、本計画においては排出量が極めて少なく、算定が容易ではないガス種を除き、
二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素を対象とします。

表1. 温室効果ガスの種類（法第2条第3項）

温室効果ガスの種類	人為的な発生源	地球温暖化係数 ^{※1}
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の化石燃料の使用など	1
メタン (CH ₄)	家畜の飼養や自動車の走行、廃棄物の埋め立てなど	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や一般廃棄物の焼却	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの整備・廃棄など	1,300 など
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造や溶剤の使用など	6,500 など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガスや半導体の製造など	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造など	17,200

※1 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数値です。（表は NF₃ を除き平成26年度係数）

3 温室効果ガス排出量

本市の平成 26 年度における温室効果ガスの総排出量以下に示すとおりです。

エネルギー起源 CO ₂	二酸化炭素以外の温室効果ガスによる CO ₂	総 CO ₂ 排出量
21,025 t	90 t	21,115 t

【エネルギー起源 CO₂ 排出量】

・二酸化炭素排出量

活動の種別	活動量	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
電気使用量	26,796,970 kWh	15,301 t
ガソリン使用量	387,239 L	898 t
軽油使用量	73,080 L	189 t
重油使用量	862,242 L	2,338 t
灯油使用量	664,062 L	1,654 t
都市ガス使用量	144,285 m ³	312 t
L P ガス使用量	49,142 m ³	321 t
LNG の使用	6,426 m ³	12 t
計	-	21,025 t

【二酸化炭素以外の温室効果ガスによる CO₂ 排出量】

・メタン (CH₄) 排出量

メタン (CH ₄) 換算	CO ₂ 換算
0.95 t	20 t

・一酸化二窒素 (N₂O) 排出量

一酸化二窒素 (N ₂ O) 換算	CO ₂ 換算
0.23 t	70 t

4 温室効果ガスの削減目標及び基本方針

(1) 温室効果ガスの全体の削減目標

本市の事務・事業により排出される温室効果ガスの総排出量を平成 30 年度末までに基準年度比で 3%削減することを目標とします。

表 2. 温室効果ガスの削減目標

基準年度における総排出量	目標年度における総排出量	削減量
21,115t-CO ₂	20,482t-CO ₂	633t-CO ₂

(2) 温室効果ガス削減に向けた取り組みの基本方針

上記の温室効果ガス排出量の削減及び事務・事業における環境への負荷を低減するため、以下の行動に関して行動目標を定め実行することとします。

表 3. 取り組みの基本方針

行動の区分	行動の概要
省エネルギーの推進	総排出量の中でも割合の大きい電気やガスなどの燃料の使用を抑える取り組みを実施することで、排出量の削減を図ります。
グリーン購入の推進	環境に与える負荷ができるだけ小さい製品の優先的な購入（グリーン購入）を推進します。
省資源の推進	資料の簡素化、両面コピー等による用紙の購入量及び節水による水の消費量の削減を図ります。
廃棄物の減量とリサイクルの推進	ごみの発生量を削減するとともに、分別排出及び再資源化を徹底します。
環境に配慮した公共施設の整備等	公共施設の整備などにおいて、再生可能エネルギーの利用、施設の緑化、雨水の浸透・利用など、環境への配慮を取り入れた整備を行い、環境への負荷軽減を図ります。

(3) 温室効果ガス削減に向けた各項目の数値目標

温室効果ガス削減に向けた取り組み項目の具体的な数値目標は以下に示すとおりです。

表4. 各取組の数値目標

項目	基準年値	目標年度（平成30年度）	
		目標数値	削減・増加率
電気使用量の削減	26,796,970 kWh	25,993,061 kWh	3%
ガソリン使用量の削減	387,239 L	375,622 L	3%
軽油使用量の削減	73,080 L	70,888 L	3%
重油使用量の削減	862,242 L	836,375 L	3%
灯油使用量の削減	664,062 L	644,140 L	3%
都市ガス使用量の削減	144,285 m ³	139,956 m ³	3%
LPガス使用量の削減	49,142 m ³	47,668 m ³	3%
LNG使用量の削減	6,426 m ³	6,233 m ³	3%
グリーン製品購入率の向上	89%（平成21年値）	80%（※）	-
水の使用量の削減	697,151 m ³	676,236 m ³	3%

※基準値が震災以前のものであり、平成27年度に調達基準の変更もあったことなどから購入率が減少することが予想されるため、80%とする。

5 取組項目

前記取り組みの基本方針に基づいて職員が実施すべき取り組みは以下のとおりです。

1 省エネルギーの推進

(1) 電力量使用量の削減

① 照明の適正管理

- 昼休みは、窓口等を除き支障のない範囲で消灯する。
- 不必要な照明を消灯する。
- 照明器具を定期的に清掃し、明るさを保つ。
- 会議時間を短縮する。

② OA 機器等の適正管理

- 長時間使用しないときは、電源を切る。
- 適正な規模の機器を選択する。
- コピー機等の OA 機器は、使用後は省電力モードに切り替える。

③ その他

- エレベーター及びエスカレーターの利用を控え、階段の使用を励行する。
- 使用していない部屋の空調は停止する。

(2) 燃料使用量の削減

① 公用車の適正利用

- エコドライブを励行する。
- タイヤの空気圧の点検など車両整備を定期的に行う。
- 相乗り利用を奨励し、公用車利用の効率化を図る。
- 近距離については、徒歩か自転車を使用する。
- カーエアコンは、過度な冷暖房にならないよう温度や風量を調整する。

② 冷暖房の適正管理

- 冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安とし、冷暖房時の温度管理を徹底する。
- 服装については、夏季（7月～9月）においてはクールビズ、冬季（12月～2月）においてはウォーム・ビズへの対応を心掛ける。
- 冷房時にはブラインド、カーテンを利用して断熱効果を高め、暖房時には自然光を積極的に取り入れる。
- 冷暖房中は、ドアの開けっ放しに注意する。

③ 燃料使用機器等の適正管理

- お湯を沸かす場合は、やかんを底が濡れたままでコンロにかけない。
- お湯を沸かす場合は、必要以上に沸騰させない。

2 グリーン購入の推進

- 物品を購入する際は、「グリーン購入に係る調達基準」に従い購入する。
- 「グリーン購入に係る調達基準」に該当しない物品についても、できるだけ環境にやさしい物品を選択する。

3 省資源の推進

(1) 用紙の購入量の削減

- 文書・資料の簡素化に努めるとともに、作成部数を最小限にする。
- 資料等はなるべくデータとして利用し、ペーパーレス化に努める。
- 印刷・コピーの両面刷りを徹底する。
- ミスコピーをしないよう留意する。
- 複数ページを印刷する場合、縮小印刷で足りるものは縮小・集約印刷する。

(2) 水の使用量の削減

- 節水こまなどの節水型製品を導入する。
- 手を洗う時などの節水行動を徹底する。

- 水漏れ点検を徹底する。

4 廃棄物の減量とリサイクルの推進

(1) 廃棄物の減量

- 修理や部品交換が容易で、長期使用が可能な製品を購入する。
- 市主催のイベントなどでは、ごみの分別・回収用ステーションを設置する。
- 生ごみは、水をしぼるなどの減量化を図る。
- 不要なものが出た場合は、庁内 LAN 上で情報を発信し他の部署に譲渡する等再利用に努力する。

(2) リサイクルの推進

- 各職場に分別回収ボックスを設置し、分別収集の徹底を図る。
- リサイクル可能な製品を優先的に購入する。

5 環境に配慮した公共施設の整備等

- 良好な大気環境・水環境の確保、自然環境、景観などとの調和に配慮する。
- 生物の生息環境の保全・保護などに努める。
- 事業については、基本構想や基本設計の段階で環境配慮について環境部門と事前に協議のうえ進める。
- 新設・増改築において、敷地や施設内の緑化を計画的に推進するほか、可能な場合、施設の屋上の緑化を図るとともに、既存施設の緑化に努める。
- LED 照明等の省エネ型照明機器の導入に努める。
- 公用車の更新時には、より環境負荷の少ない EV（電気自動車）等へ切り替える。
- 緑地の管理における農薬や化学肥料の使用量の削減など周辺の生態系の保全に配慮する。
- 雨水利用や排水再利用が可能な場合は、規模、用途に応じて施設の導入について検討し、設置に努める。
- 太陽光等自然エネルギーの活用を図る。

6 計画の推進

(1) 各課等における推進体制

- ① 各課に、本計画の行動責任者（課長相当職員）、行動指導員（課長補佐相当職員）及び報告者（庶務担当職員）を配置し、各職場での環境保全への取組の着実な推進を図ることとします。
- ② 行動責任者は、行動指導員その他の職員に対し指示・監督を行います。
- ③ 行動指導員は、職場内の職員に対し指導・啓発を行います。
- ④ 職場内の職員は、積極的に取組項目の実践に努めます。
- ⑤ 報告者は、取り組み状況を行動責任者及び環境課に報告します。
- ⑥ 行動責任者は、取組結果に基づき、職員に対し改善を指示します。

表5. 支所・出先機関・学校等における推進体制の職員配置

支所等	行動責任者	行動指導員
本庁、総合支所の課・室	課長（室長）	課長補佐
支所	支所長	支所長補佐
保育所	子育て支援課長	保育所長
施設	担当課長（施設の長が課長相当の場合は、施設の長とします。）	施設の長（施設の長が課長相当の場合は、施設の長を補佐する職にある者とします。）
学校	校長	教頭

(2) 実施状況の点検・評価の方法

毎年一回、各職場で取組実績を算定シートにより点検し、実施状況を環境保全会議で評価します。また、評価結果は庁議において報告します。

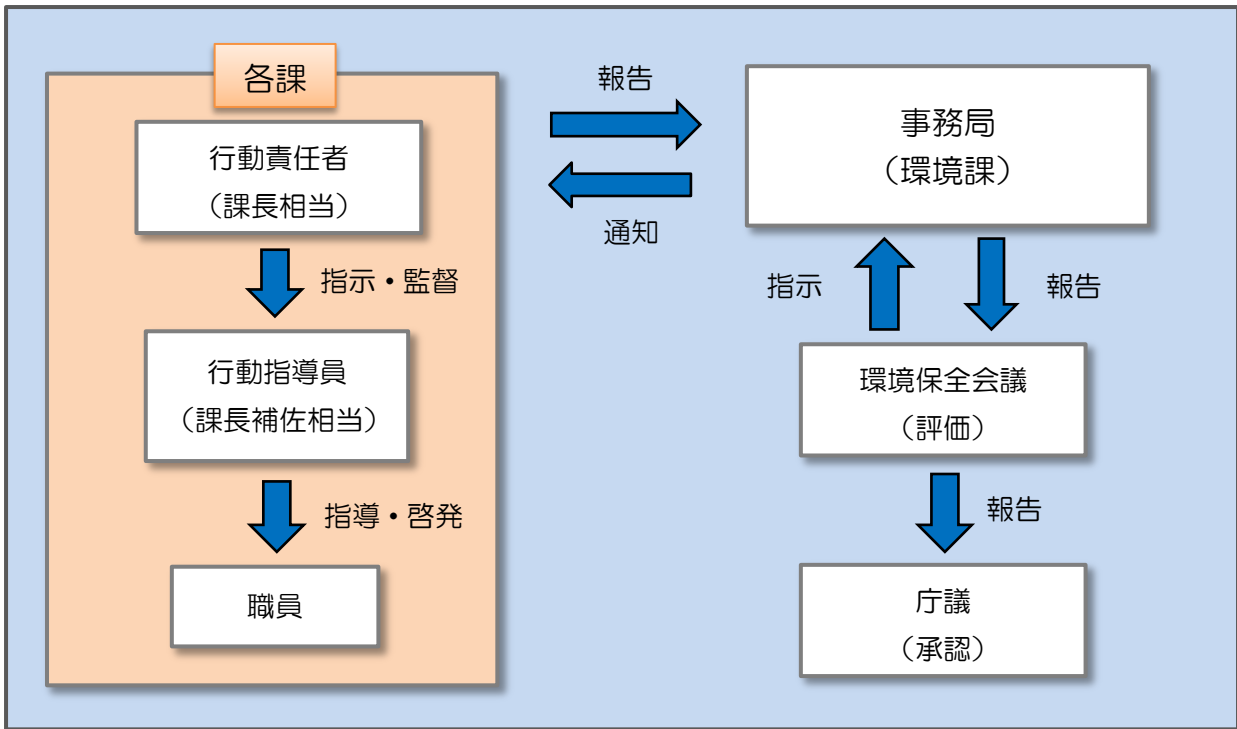


図2. 計画の推進体制図

(3) 公表の方法

市のホームページ、環境白書などで温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標の達成状況、個別の目標として設定された項目の達成状況及び取組状況を公表することとします。

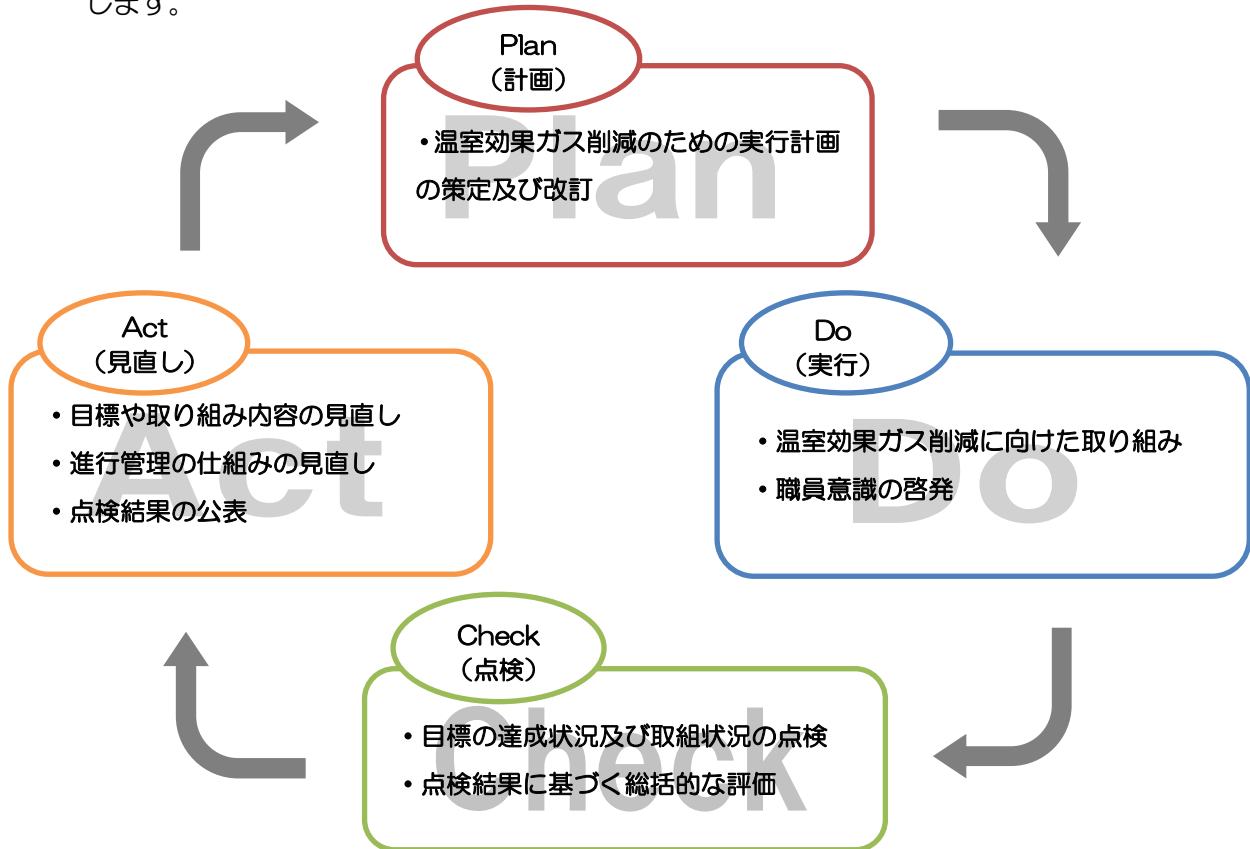


図3. 計画の進行管理図

石巻市環境保全率先行動計画
平成 28 年度～平成 30 年度

発行 2016 年 4 月

〒986-8501
宮城県石巻市穀町 14 番 1 号
TEL 0225-95-1111